議員提出第2号議案

足立区学校教育職員の給与に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第1 3条第1項の規定により提出する。

平成31年1月31日

提 出 者

足立区議会議員	針	谷	み き お
同	ぬか	が	和 子
同	はた	の	昭 彦
同	浅	子	け い 子
同	鈴	木	けんいち
同	西の	原	え み 子
同	山	中	ちえ子

足立区議会議長 かねだ 正 様

(提案理由)

少人数学級の計画的な実施及び指導等の充実を図ることで学校教育の 水準を維持し、もって教育課題の解決に資するため、本案を提出する。

足立区学校教育職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、学校教育職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この条例において、学校教育職員(以下「職員」という。)とは、足立区立小学校及び中学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者に限る。)のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する者以外の者をいう。

(給料)

- 第3条 給料は、足立区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成31年足立区条例第 号。以下「勤務時間条例」という。) 第3条、第4条及び第6条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の 勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に 定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊 勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、 勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。
- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。 (現物給与)
- 第4条 足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要と認めたときは、職員に対し宿舎、食事、被服及び生活に必要な施設又はこれに類する有価物を支給することができる。
- 2 前項に規定する現物の支給範囲、種類、数量及び支給方法については、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得なければならない。

3 前2項により支給されたものは、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところにより、その職員の給料額を調整する。

(給与の支払)

第5条 この条例に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表及び職務の級)

- 第6条 職員に適用する給料表は、別表第1とする。
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類する。
- 3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。
- 4 教育委員会は、全ての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び人事委員会の承認を得て足立区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。

(初任給及び昇格昇給等の基準)

- 第7条 新たに職員となった場合及び職員が1つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て規則で 定める。
- 2 職員の昇給は、人事委員会の承認を得て規則で定める日に、同日前で人事委員会の承認を得て規則で定める期間における当該職員の勤務成績等に応じて行うものとする。
- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会の承認を得て規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、当該職員の属する職務の級における最高の号給を超

えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、足立区職員の分限に関する条例(昭和49年足立区条例第37号)第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。
- 7 第2項から第4項まで及び第6項の規定の実施について必要な基準 は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

- 第9条 給料は、月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、給料月額の全額を月1回に支給する。
- 2 給料の支給日は、給与期間のうち規則で定める日とする。
- 第10条 新たに職員となった者に対しては、職員となった日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、 異動が生じた日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職 した職員が即日他の職に任命されたときは、離職した日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、離職した日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、死亡した月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、支給する給料額は、当該給与期間の現日数から週休日(勤務時間条例第5条及び第6条第1項に規定する週休日をいう。第23条第1項において同じ。)及び週休日となった日(勤務時間条例第6条第2項及び第3項の規定により週休日となった日をいう。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

- 第11条 給料表の額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労 の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が著しく特殊な職に対 し適当でないと教育委員会が認めるときは、その特殊性に基づき、給 料表に掲げられている給料額につき適正な調整額表を定めることがで きる。
- 2 前項の規定による給料の調整額は、給料の調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲内の額とする。
- 3 前2項の規定により給料の調整額の支給を受ける者の範囲、支給額 その他給料の調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を 得て教育委員会が定める。

(管理職手当)

- 第12条 管理又は監督の地位にある職員に対しては、職務の特殊性に 基づいて、管理職手当を支給する。
- 2 管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給 の給料月額の100分の25を超えない範囲内の額とする。
- 3 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理 職手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定

める。

(扶養手当)

- 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 弟妹
 - (6) 心身に著しい障がいのある者で、将来にわたり労務に携わる ことができないもの
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の 各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、 直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、受理した日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実 が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による

届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち 特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合 (地域手当)
- 第15条 職員には、地域手当を支給する。
- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額 の100分の20の範囲内の額とする。
- 3 地域手当の支給額、支給方法その他地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(住居手当)

- 第16条 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員 (公舎等で規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、自ら 居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額2万7,000 円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。
- 2 住居手当の月額は、8,300円(満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては9,300円をその額に加算した額)とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、 人事委員会の承認を得て規則で定める。

(通勤手当)

- 第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると規則で定める職員以外の職員であって、 交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、 自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、 又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると 規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、か つ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の 通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に 掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間(6カ月を超えない範囲内で規則で定める期間。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び 自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月 数を乗じて得た額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距

離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、当該異動又は学校の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等の利用に係る運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(相当する額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額)及び同項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由 が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が 生じた後の期間を考慮して規則で定める額を支給し、又は返納させる ものとする。
- 6 前各項の規則を定めるにあたっては、人事委員会の承認を得るものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、教育委員会が 定める。

(特殊勤務手当)

- 第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊 な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、勤務の特殊性を給料 で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、 当該勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の支給額は、当該職員の給料の100分の25を超え ない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要が ある場合は、この限りでない。
- 3 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額については、 別に条例で定める。

(給与の減額)

- 第19条 職員が勤務しないときは、休日(勤務時間条例第12条及び 第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定 により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間 条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇 (規則で定める日数を限度とする。)及び特別休暇(生理休暇にあっては、規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかった 場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき 教育委員会の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、 第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給 する。
- 2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。(超過勤務手当)
- 第20条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第8条の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した

全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 2 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内の割合(その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の勤務の区分及び割合は、人事委員会の承認を得て規則で定める。
- 3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第3条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第5条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第6条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(人事委員会の承認を得て規則で定める時間を除く。)について、1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間を割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日給)

第21条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1

時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 第19条第1項、第20条第1項及び第3項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第23条 第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。
- 2 前項本文に規定する場合のほか、第12条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)
- (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6, 000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で 定める額
- 4 前 3 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し 必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(休職者等の給与)

- 第24条 休職等となった職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。
 - (1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、 扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれ ぞれの100分の100
 - (2) 法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、当該休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80
 - (3) 法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、当該休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60に相当する額以内の額
 - (4) 足立区職員の分限に関する条例第2条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額
- 2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、法第26条 の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条

第1項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。)及び教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、当該休職、配偶者同行休業、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業 法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができ る。

(災害補償との関係)

第25条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(復職時等における号給の調整)

- 第26条 休職等のため勤務しなかった職員が、復職し、又は再び勤務 するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認める ときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、当該職 員の号給を調整することができる。
- 2 前項の調整の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。(期末手当)
- 第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 次に掲げる職員に支給する期末手当に対する前項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。
 - (1) 職務の級が5級である職員
 - (2) 職務の級が4級である職員、職務の級が3級である職員並び に職務の級が2級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任 の度等を考慮して規則で定める職員
- 4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、 人事委員会の承認を得て規則で定める。
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法 第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法 第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に 該当して失職した職員を除く。)

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給 日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、 その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処 せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた もの
- 第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後にお

- いては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対 し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第1項第1号の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑 に処せられなかった場合
 - (2) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けた者について、 当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を 提起しない処分があった場合
 - (3) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は 生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなった として当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、 人事委員会の承認を得て規則で定める。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において

これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1項に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、また同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の95(第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の115)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 次に掲げる職員に支給する勤勉手当に対する前項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額(以下「職務段階別加算額」という。)を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。
 - (1) 職務の級が5級である職員
 - (2) 職務の級が4級である職員、職務の級が3級である職員並び に職務の級が2級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任 の度等を考慮して規則で定める職員
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定

する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」 と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、 人事委員会の承認を得て規則で定める。

(義務教育等教員特別手当)

- 第31条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、7,950円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で 定める。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関 し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(特定職員についての適用除外)

第32条 第20条及び第21条の規定は、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(臨時職員の給与)

第33条 臨時的に任用される職員の給与は、教育委員会が、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、人事委員会の承認を得て定める。

(給与からの控除)

- 第34条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、当該給与から 控除することができる。
 - (1) 職員の居住の用に供する区の施設の使用料及び施設の使用に 必要な経費
 - (2) 特別区職員互助組合(以下「互助組合」という。)の組合費
 - (3) 足立区職員互助会及び足立区教職員互助会(以下これらを「互助会」という。)の会費並びに互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子
 - (4) 互助組合及び互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共

済掛金

- (5) 教育委員会が適当と認めた団体取扱いに係る生命保険料及び 損害保険料並びに生命共済事業及び火災共済事業の共済掛金
- (6) 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びに これらの法人の貸付金に係る返還金及び利子

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のう え規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。
 - (公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部改正)
- 2 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例(平成14年足立区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「又は」を「、」に改め、「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足立区条例第60号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第25条」の次に「又は足立区学校教育職員の給与に関する条例(平成31年足立区条例第 号。以下「学校教育職員給与条例」という。)第25条」を加える。

第5条中「(幼稚園教育職員(足立区立認定こども園の園長及び副園長(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員である者に限る。)、教諭並びに養護教諭をいう。)」を「(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(足立区立認定こども園の園長及び教員並びに足立区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。)に限る。)」に改める。

第13条中「又は」を「、」に改め、「幼稚園教育職員給与条例第

- 25条」の次に「又は学校教育職員給与条例第25条」を加える。
 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年足立区条例第40号)の一部を次のように改正する。 第5条中「及び」を「、」に改め、「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足立区条例第60号)第25条」の次に「及び足立区学校教育職員の給与に関する条例(平成31年足立区条例第号)第25条」を加える。

(足立区職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 足立区職員の育児休業等に関する条例(平成4年足立区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条中「及び」を「、」に改め、「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年足立区条例第60号)。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。)第19条第1項」の次に「及び足立区学校教育職員の給与に関する条例(平成31年足立区条例第一号)。以下「学校教育職員給与条例」という。)第19条第1項」を「幼稚園教育職員給与条例第22条」を加える。

(足立区職員の給与に関する条例の一部改正)

5 足立区職員の給与に関する条例(昭和50年足立区条例第13号) の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「(区立認定こども園の園長及び教員に限る。)」を「(足立区立認定こども園の園長及び教員並びに足立区立小学校及び中学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条第1号に規定する職員を除く。)に限る。)」に改める。

(足立区職員の退職手当に関する条例の一部改正)

6 足立区職員の退職手当に関する条例(昭和50年足立区条例第15 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号中「給与条例」を「職員給与条例」 に改め、同項第3号中「教育条例」を「幼稚園教育職員給与条例」に 改め、同項に次の1号を加える。

(4) 足立区学校教育職員の給与に関する条例(平成31年足立区条例第 号。以下「学校教育職員給与条例」という。)第3条に定める給料を支給される職員

第5条第1項中「(給与条例第9条」を「(職員給与条例第9条及び学校教育職員給与条例第11条」に改める。

第8条第3項中「給与条例及び教育条例」を「職員給与条例、幼稚園教育職員給与条例及び学校教育職員給与条例」に改める。

別表第1(第6条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	田	円	田	円	田
1	149,000	180,400	243,600	267,600	331,000
2	150,400	182,500	245,800	269,900	333,500
3	151,800	184,600	248,000	272,200	336,000
4	153,200	186,700	250,200	274,500	338,500
5	154,700	188,800	252,400	276,800	341,000
6	156,300	191,000	254,600	279,100	343,400
7	157,900	193,100	256,800	281,400	345,800
8	159,600	195,200	259,100	283,700	348,200
9	161,300	197,300	261,400	286,100	350,500
10	163,100	199,400	263,700	288,500	352,800
11	165,000	201,500	266,000	290,900	355,100

12	167,000	203,600	268,300	293,300	357,400
13	169,000	205,800	270,600	295,800	359,700
14	171,000	207,900	272,900	298,200	362,000
15	173,100	210,000	275,200	300,700	364,300
16	175,200	212,100	277,500	303,200	366,600
17	177,400	214,300	279,800	305,700	368,800
18	179,800	216,700	282,200	308,100	371,000
19	182,200	219,000	284,700	310,500	373,200
20	184,600	221,300	287,100	312,800	375,400
21	187,000	223,500	289,500	315,100	377,500
22	188,300	225,700	291,900	317,400	379,600
23	189,600	227,800	294,200	319,800	381,700
24	190,900	230,000	296,500	322,200	383,800
25	192,200	232,100	298,800	324,500	385,900
26	193,500	234,300	301,200	326,800	388,000
27	194,800	236,500	303,600	329,200	390,000
28	196,100	238,600	305,900	331,600	392,000
29	197,400	240,700	308,100	333,900	394,000
30	198,700	242,800	310,300	336,200	396,000
31	200,000	244,900	312,500	338,400	398,000
32	201,300	247,100	314,700	340,700	400,000
33	202,700	249,200	316,800	343,000	402,000
34	204,100	251,400	318,900	345,200	404,000
35	205,600	253,500	321,100	347,500	406,000
36	207,100	255,600	323,300	349,700	407,900
37	208,600	257,700	325,400	352,000	409,800
38	210,100	259,800	327,500	354,300	411,700

39	211,600	261,900	329,700	356,500	413,600
40	213,100	264,100	331,900	358,700	415,500
41	214,700	266,200	334,000	360,800	417,400
42	216,400	268,400	336,200	362,800	419,300
43	218,200	270,500	338,300	364,900	421,200
44	220,000	272,600	340,400	366,900	423,100
45	221,700	274,700	342,500	369,000	425,000
46	223,300	276,800	344,600	371,100	426,800
47	224,900	278,900	346,700	373,100	428,600
48	226,500	281,000	348,800	375,100	430,400
49	228,100	283,100	350,800	377,000	432,200
50	229,700	285,200	352,800	379,000	433,900
51	231,300	287,300	354,800	381,000	435,600
52	232,900	289,400	356,800	382,900	437,300
53	234,500	291,500	358,700	384,900	438,900
54	236,100	293,600	360,600	386,800	440,500
55	237,700	295,700	362,600	388,600	442,100
56	239,200	297,800	364,500	390,500	443,700
57	240,700	299,900	366,400	392,400	445,200
58	242,200	301,900	368,200	394,200	446,700
59	243,700	303,900	370,000	395,900	448,200
60	245,200	305,900	371,800	397,600	449,700
61	246,600	307,900	373,500	399,200	451,100
62	248,000	309,900	375,100	400,800	452,400
63	249,400	311,900	376,700	402,500	453,600
64	250,800	313,800	378,200	404,200	454,700
65	252,200	315,700	379,600	405,800	455,700

66	253,700	317,600	381,000	407,300	456,700
67	255,100	319,500	382,300	408,900	457,600
68	256,500	321,400	383,600	410,400	458,500
69	257,800	323,200	384,800	411,800	459,400
70	259,200	325,000	386,100	413,100	460,300
71	260,600	326,700	387,300	414,400	461,100
72	262,000	328,400	388,500	415,800	461,800
73	263,300	330,100	389,600	417,100	462,500
74	264,700	331,800	390,600	418,300	463,100
75	266,000	333,500	391,600	419,600	463,700
76	267,300	335,200	392,500	420,800	464,200
77	268,600	336,800	393,300	421,900	464,700
78	269,900	338,400	394,000	422,900	465,200
79	271,200	339,900	394,600	424,000	465,700
80	272,500	341,300	395,200	425,000	466,200
81	273,800	342,700	395,800	426,000	466,700
82	275,000	344,100	396,400	426,900	467,200
83	276,300	345,500	396,900	427,800	467,700
84	277,500	346,900	397,300	428,600	468,200
85	278,800	348,200	397,600	429,300	468,700
86	280,000	349,400	398,000	429,800	469,200
87	281,200	350,500	398,400	430,200	469,700
88	282,400	351,600	398,800	430,600	470,200
89	283,600	352,600	399,200	431,000	470,700
90	284,800	353,600	399,600	431,500	471,200
91	286,000	354,500	400,000	431,900	471,700
92	287,100	355,400	400,400	432,300	472,200

	,				,
93	288,200	356,200	400,800	432,600	472,700
94	289,300	356,900	401,200	433,000	473,200
95	290,400	357,600	401,600	433,400	473,700
96	291,500	358,300	402,000	433,800	474,200
97	292,600	359,000	402,400	434,200	474,700
98	293,700	359,700	402,800	434,600	475,200
99	294,700	360,300	403,200	435,000	475,700
100	295,700	360,800	403,600	435,400	476,200
101	296,700	361,300	404,000	435,800	476,700
102	297,700	361,900	404,400	436,200	
103	298,700	362,500	404,800	436,600	
104	299,700	363,000	405,200	437,000	
105	300,600	363,500	405,600	437,400	
106	301,500	363,900	406,000	437,800	
107	302,300	364,300	406,400	438,200	
108	303,100	364,700	406,800	438,600	
109	303,900	365,100	407,100	439,000	
110	304,600	365,500	407,500	439,400	
111	305,300	365,800	407,800	439,800	
112	306,000	366,100	408,200	440,200	
113	306,600	366,400	408,600	440,600	
114	307,100	366,800	409,000	441,000	
115	307,600	367,100	409,400	441,400	
116	308,100	367,400	409,800	441,800	
117	308,600	367,700	410,100	442,200	
118	309,100	368,100	410,500	442,600	
119	309,600	368,400	410,800	443,000	

120	310,100	368,700	411,200	443,400	
121	310,500	369,000	411,600	443,800	
122	310,900	369,400	412,000	444,200	
123	311,300	369,700	412,300	444,600	
124	311,700	370,000	412,700	445,000	
125	312,100	370,300	413,100	445,400	
126	312,500	370,700	413,500	445,800	
127	312,800	371,000	413,900	446,200	
128	313,100	371,300	414,300	446,600	
129	313,400	371,600	414,600	447,000	
130	313,800	372,000	415,000	447,400	
131	314,100	372,300	415,400	447,800	
132	314,400	372,600	415,800	448,200	
133	314,700	372,900	416,100	448,600	
134	315,000	373,300	416,500		
135	315,400	373,600	416,900		
136	315,700	373,900	417,300		
137	316,000	374,200	417,600		
138	316,400	374,600	418,000		
139	316,700	374,900	418,400		
140	317,000	375,200	418,700		
141	317,300	375,500	419,000		
142	317,700	375,800	419,400		
143	318,000	376,100	419,800		
144	318,300	376,400	420,100		
145	318,600	376,700	420,400		
146	319,000	377,000	420,800		

147	319,300	377,300	421,200	
148	319,600	377,600	421,500	
149	319,900	377,900	421,800	
150	320,300	378,200		
151	320,600	378,500		
152	320,900	378,800		
153	321,200	379,100		
154	321,500	379,400		
155	321,800	379,700		
156	322,100	380,000		
157	322,400	380,300		
158	322,700	380,600		
159	323,000	380,900		
160	323,300	381,200		
161	323,600	381,500		
162	323,900	381,800		
163	324,200	382,100		
164	324,500	382,400		
165	324,800	382,700		
166	325,100	383,000		
167	325,400	383,300		
168	325,700	383,600		
169	326,000	383,900		
170		384,200		
171		384,500		
172		384,800		
173		385,100		

174	385,400		
175	385,700		
176	386,000		
177	386,300		

別表第2(第6条関係)

学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	教諭又は養護教諭の職務
3 級	主任教諭の職務
4 級	主幹教諭の職務
5 級	副校長の職務

別表第3(第17条関係)

職員の区分	1 2以外の職員	2 身体に障がいを有する 職員で規則で定めるとこ
 自転車等の片道の 使用距離の区分		るにより通勤が困難であると認められるもの
5 キロメートル未満	円 2,600	円 3,900
5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満	3,000	5,300
1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満	5,000	8,100
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000	10,900
2 0 キロメートル以上 2 5 キロメートル未満	9,000	13,700
2 5 キロメートル以上 3 0 キロメートル未満	11,000	16,500
3 0 キロメートル以上 3 5 キロメートル未満	11,000	19,300

3 5 キロメートル以上 4 0 キロメートル未満	13,000	22,100
40キロメートル以上	13,000	24,900